

# 所在地変更手続きのしおり

## (法人・事務所)

### 目次

はじめに.....	1
1. 新しい所在地について.....	1
2. 郵便番号について.....	1
3. 郵便局発行の住所変更のお知らせ用はがき .....	2
4. 所在地変更に伴う手続き一覧（法人・事務所） .....	3
●不動産登記、商業・法人登記.....	3
●社会保険.....	3
●車検証等.....	4
●ライフライン.....	4
●営業許可証等.....	5
●金融機関、民間保険.....	6
●その他.....	6
5. 区画整理課による所在地証明書の発行【無料】 .....	7

## はじめに

坂戸都市計画事業若葉駅西口土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日の令和7年2月1日（土）から、事業区域内の町名及び地番が変更となり、法人・事業所の所在地の表示が変更となります。

町名及び地番が変更されますと、その区域内の会社（法人）の本店（主たる事務所）や支店（従たる事務所）の所在地又は個人の住所が変更されます。そのため、会社・法人登記をされている各事業所の皆様におかれましては変更登記の申請が必要となります。

会社・法人登記をされていない各事業所の皆様におかれましても、このお知らせにおいて、所在地変更時に必要となる一般的な手続きについてご案内いたしますので、各種手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

### 1. 新しい所在地について

令和7年2月1日（土）所在地の表示が変わります。

変更前

変更後

鶴ヶ島市大字藤金〇番地〇 → 鶴ヶ島市若葉一丁目〇番地〇

鶴ヶ島市大字上広谷〇番地〇 → 鶴ヶ島市若葉二丁目〇番地〇

### 2. 郵便番号について

所在地の変更に伴い、郵便番号も下記のとおり変更されます。

鶴ヶ島市若葉一丁目～二丁目 〒350-2207

### 3. 郵便局発行の住所変更のお知らせ用はがき

新しい所在地を関係者や取引先にお知らせいただくための「住所変更のお知らせ用はがき」を1法人につき50枚まで回収用封筒と一緒に宅配いたします。（日本郵便株式会社が発行する無料のはがきです。）はがきについては後日、坂戸郵便局から配布されます。

配布されましたら、下記の記載例の要領でご記入の上、回収用封筒に入れて最寄りの郵便局またはポストにお出してください。（切手不要です。）

はがきが不足する場合は、坂戸郵便局 郵便部 TEL0570-943-435（代表）にお問い合わせください。

郵便はがき								
	<table border="1"> <tr> <td>○</td><td>○</td><td>○</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> </table>	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○		
<p>通信事務郵便</p> <p>「住所の表示変更のお知らせ」</p> <p>日本郵便株式会社</p> <p>坂戸郵便局</p>	<p>株式会社</p> <p>○ ○ ○ ○ 御中</p> <p>○ ○ 県</p> <p>○ ○ ○ 市</p> <p>○ ○ ○ 町</p> <p>○ ○ 番地</p>							
<table border="1"> <tr> <td>3</td><td>5</td><td>0</td> <td>0</td><td>2</td><td>9</td><td>9</td> </tr> </table>	3	5	0	0	2	9	9	
3	5	0	0	2	9	9		

※図はイメージです。

※表には新住所（所在地）をお伝えする方の郵便番号、住所とお名前をお書き下さい。

<p><b>住所変更のお知らせ</b></p> <p>令和7年（2025年）2月1日から住所の表示変更が実施され、お知り合いの方の住所が下記のとおり変更となりますのでお知らせいたします。</p> <p>○今後郵便をお出しになる際は、必ず新住所をご記入下さい。</p> <p>○お客様の住所録等をご訂正下さい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>新住所 〒350-2207 埼玉県鶴ヶ島市若葉____丁目____番地____ （方書）</p> <p>_____ ご氏名</p> <p>_____ （集合住宅等は部屋番号までお書き下さい。）</p>
---

※新住所（所在地）と会社、法人等の名称をご記入下さい。

#### 4. 所在地変更に伴う手続き一覧（法人・事務所）

##### ■ 主な変更手続き一覧

各手続きは、換地処分公告があった日の翌日（令和7年2月1日）以降に行ってください。

##### ● 不動産登記、商業・法人登記

項目	必要書類等
土地、建物等不動産の所有者住所	法務局に法人登記されている方が対象となります。 詳細は法務局にお問い合わせください。
※1 換地処分公告後、土地区画整理に伴う登記を実施するため、しばらくの間 <b>登記閉鎖</b> となりますので、不動産等に関する変更手続きは登記閉鎖解除後にお願いいたします。	
法人等の本店又は支店の所在地変更登記	法務局に法人登記をされている方が対象となります。 詳細は法務局にお問い合わせください。
法人役員の住所変更登記	

##### ● 社会保険

項目	該当者	手続先	必要書類等	時期
労災保険	事業主	埼玉労働局 川越労働基準監督署 〒350-1118 川越市豊田本 1-19-8 川越合同庁舎 2 階 TEL049-242-0893	<ul style="list-style-type: none"> <li>名称、所在地等変更届</li> <li>所在地変更証明書 (区画整理課発行)</li> <li>労働保険の番号がわかるもの</li> </ul>	変更の翌日から 10日以内
雇用保険		ハローワーク川越 〒350-1118 川越市豊田本 1-19-8 川越合同庁舎 1 階 TEL049-242-0197	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用保険事業主事業所各種変更届</li> <li>所在地変更証明書 (区画整理課発行)</li> </ul>	
厚生年金に加入 健康保険に加入		川越年金事務所 〒350-1196 川越市脇田本町 8-1 U-PLACE 5 階 TEL049-242-2657	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人事務所 →法人（商業）登記簿謄本の写し</li> <li>個人事業所 →事業主の住民票の写し</li> </ul>	
※2 個人用の住所変更証明書については、対象者に別途送付させていただきます。				

## ●車検証等

※変更後速やかに手続きをお願いいたします※

項目	該当者	手続き先	必要書類等
自動車・ 125 c c 超二輪車	所有者 使用者	関東運輸局埼玉運輸支局 所沢自動車検査登録事務所 〒359-0026 所沢市牛沼 688-1 TEL050-5540-2029	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更登録申請書</li> <li>・車検証</li> <li>・車庫証明書</li> <li>・商業登記簿の謄本又は抄本、登記事項証明書</li> </ul>
軽自動車		軽自動車検査協会 埼玉事務所所沢支所 〒354-0044 入間郡三芳町大字北永井 360-3 TEL050-3816-3111	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車検証</li> <li>・所在地変更証明書 (区画整理課発行)</li> </ul>
125 c c 以下の二輪車や小型特殊自動車		手続きの必要はありません。 (鶴ヶ島市役所税務課 TEL049-271-1111)	

## ●ライフライン

項目	手続き先	必要書類等
電気、固定電話、携帯電話、ガス、ケーブルテレビ等	契約会社によって対応が異なりますので、それぞれの会社にお問い合わせください。	
NHK 受信料	NHK さいたま放送局 TEL0120-151515	左記にお問い合わせください。
上・下水道	手続きの必要はありません。 (坂戸、鶴ヶ島水道企業団・坂戸、鶴ヶ島下水道組合)	

●営業許可証等

項目	手続先	必要書類等
病院等医療施設 (病院・診療所・施術所等)	坂戸保健所 Tel049-283-7815	左記にお問い合わせください。
薬局、店舗販売業、卸売業、医療機器販売業、貸与業、クリーニング業、理・美容業、飲食業、食品販売業、食品製造業など		
宅地建物取引業	(公社)埼玉県宅地建物取引業協会 Tel048-811-1830	加盟の業界団体にお問い合わせください。
	(公社)全日本不動産協会 埼玉県本部 Tel048-866-5225	
	埼玉県都市整備部建築安全課 宅建業免許担当 Tel048-830-5492	業界団体に加盟されていない方は左記にお問い合わせください。
酒類販売業	川越税務署 Tel049-235-9411	機関によって対応が異なりますので、それぞれの機関にお問い合わせください。
たばこ販売業	日本たばこ産業株式会社 埼玉支社 許可担当 Tel048-645-5279	
風俗営業	西入間警察署 Tel049-284-0110	
動物病院等診療施設	埼玉県農林部畜産安全課 家畜衛生担当 Tel048-830-4175	
その他の許可・免許・登録・認証等	各機関	

## ●金融機関、民間保険

項目	手続先	必要書類等
預貯金通帳（当座預金） 定期預金証書 預かり資産等	各金融機関	金融機関によって対応が異なりますので、それぞれの機関にお問い合わせください。
生命保険 地震保険 自動車保険	各保険会社	契約会社によって対応が異なりますので、それぞれの会社にお問い合わせください。

## ●その他

※変更後速やかに手続きをお願いいたします※

項目	該当者	手続先	必要書類等
口座振込等申出書の住所変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口座情報等を登録している方</li> <li>・「ツルガシマシカイケイカ」の振込名で入金のある方</li> </ul>	鶴ヶ島市役所 会計課 Tel.049-271-1111	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口座振込等申出書</li> </ul>
法人市民税の法人本店、支店、送付先所在地変更届	所在地変更に伴う変更が生じた法人の代表者	鶴ヶ島市役所 税務課 Tel.049-271-1111	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更届（異動届）</li> <li>・登記事項に変更がある場合は、登記事項証明書の写し</li> </ul>
【工事等・法人】 入札参加資格者の変更手続本店（主たる営業所）の所在地		鶴ヶ島市役所 財政課 契約担当 Tel.049-271-1111	<ul style="list-style-type: none"> <li>・履歴事項全部証明書</li> <li>・建設業許可の変更届の写し</li> <li>・代理人で申請の場合は委任状</li> </ul>
【工事等・個人】 入札参加資格者の変更手続本店（主たる営業所）の所在地		埼玉県総務部 入札審査課 審査担当 （工事） Tel.048-830-5771	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業許可の変更届の写し</li> <li>・登録行政庁に提出した変更届の写し</li> <li>・「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書（その3の2）（変更後のもの）</li> <li>・代理人で申請の場合は委任状</li> </ul>
【工事等・代理人を置く営業所の所在地】 入札参加資格者の変更手続き	所在地変更に伴う変更が生じた法人の代表者		<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業許可の変更届の写し</li> <li>・登録行政庁に提出した変更届の写し</li> <li>・委任状</li> </ul>

項目	該当者	手続先	必要書類等
【物品】 入札参加資格者の変更手続所在地	所在地変更に伴う変更が生じた法人の代表者	鶴ヶ島市役所 財政課 契約担当 Tel.049-271-1111	<ul style="list-style-type: none"> <li>・履歴事項全部証明書の写し（法人）</li> <li>・「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書（その3の2）（変更後のもの（個人））</li> <li>・委任状（代理人を置いている場合）</li> </ul>
【物品・代理人を置く営業所の所在地】 入札参加資格者の変更手続			<ul style="list-style-type: none"> <li>・委任状</li> </ul>

※注意※

- ・本手続き一覧は全ての手続きを網羅しているわけではございませんので、ご注意ください。
- ・本手続き一覧に記載されていない事項についても、所在地変更に伴い、手続き等が必要となる場合がございます。各機関にお問い合わせください。
- ・変更手続きの際に、手数料がかかる場合がございますが、詳細は各機関にお問い合わせください。

## 5. 区画整理課による所在地証明書の発行【無料】

各種の手続きに際し、法人・事務所の所在地変更にかかる証明書が必要な場合、鶴ヶ島市区画整理課で「所在地変更証明書」を発行いたします。

「所在地変更証明書」は、令和7年2月3日以降に発行可能となります。

必要な方は別紙の「所在地変更証明書申請書」で申請をお願いいたします。（郵送での申請も可能です。その場合、申請書と切手を貼った返信用封筒を同封してください。）

なお、この証明書を添付していただくことにより、無料で所在地の変更ができるものもございます。

また、一部手数料等費用のかかるものにつきましては、ご負担をくださいますようお願い申し上げます。



## お問い合わせ先

鶴ヶ島市役所 都市整備部 区画整理課

〒350-2292

埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木 16-1

電話：049-271-1111（代）

開庁時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分（土・日・祝日を除く）